

お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI

スカイオーシャン・アセットマネジメントは、お客さま本位の業務運営を実現するため、2017年に「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」を策定・公表し、2018年からは「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針に関するKPI」を設定・公表してまいりました。

2025年度もお客さま本位の業務運営を実現するため、当社では様々な取組みをおこなってまいりました。こうした取組みをわかりやすくお伝えするため、2026年3月末現在の取組状況を具体的な指標（KPI）とともに公表します。

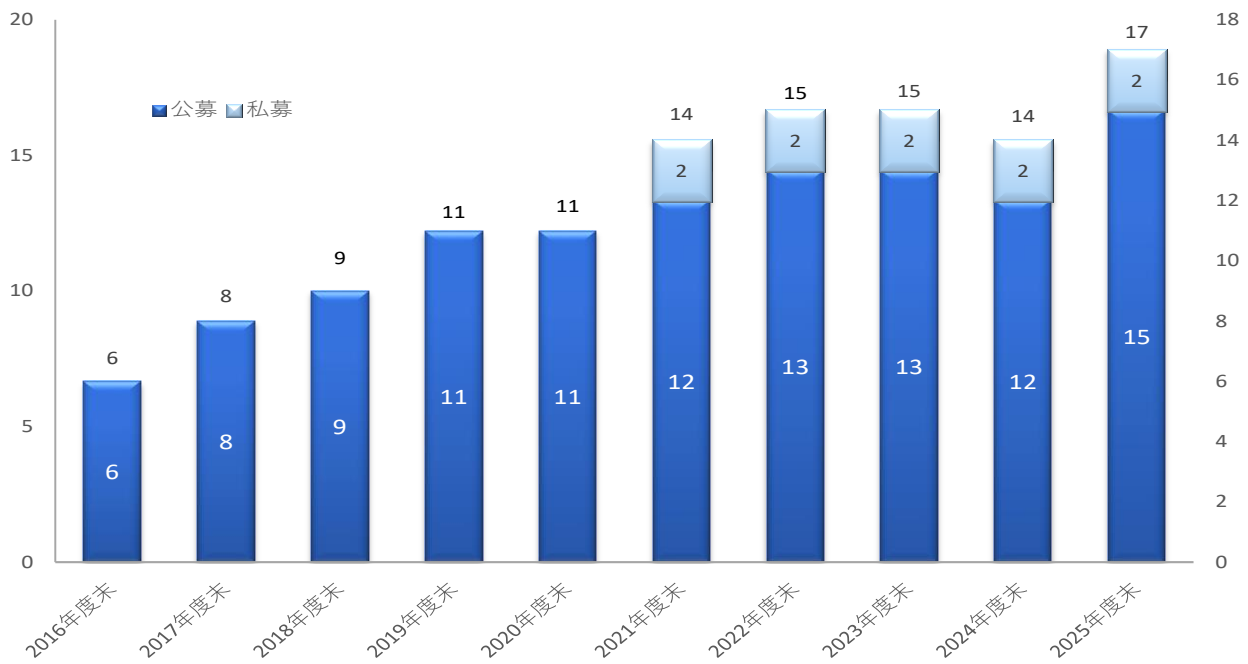
基本方針 1. お客さまの最善の利益の追求

高度の専門性と職業倫理を有し、お客さまに対して誠実・公正に業務をおこない、お客さまの最善の利益の追求をはかります。また、こうした業務運営が企業文化として定着するように取り組んでまいります。

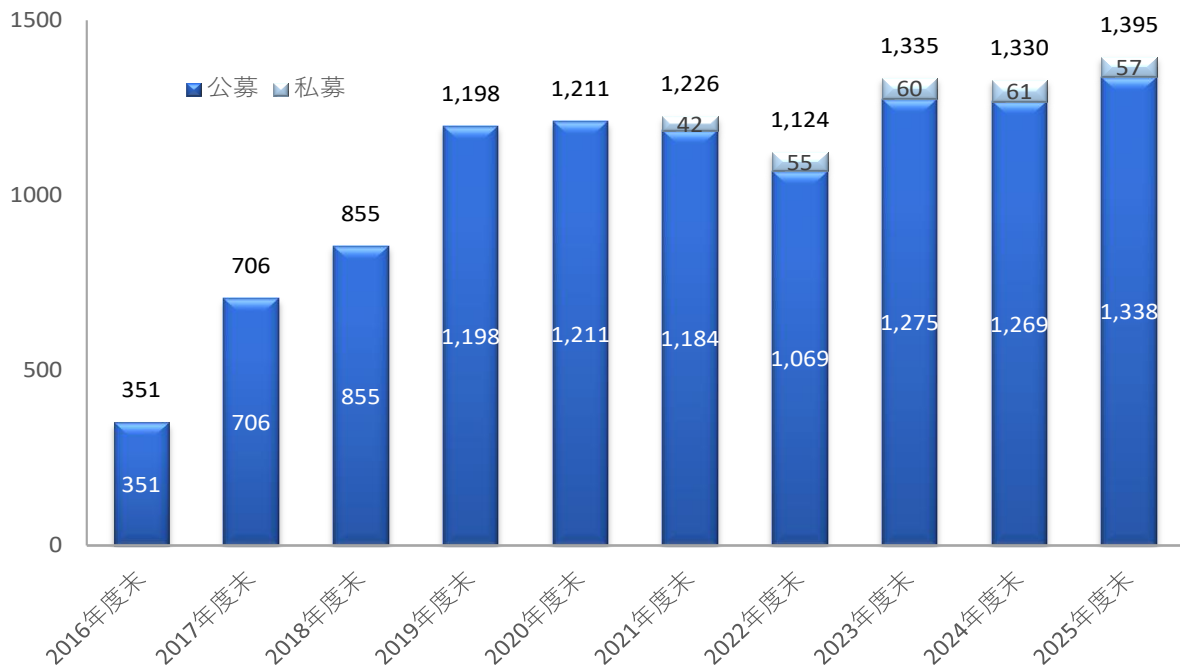
【実施状況】

- ◇ 当社は、お客さまのニーズに合った商品を提供し、良好なパフォーマンスを達成することで、お客さまの安定的な資産形成のお役に立ちたいと考えております。
- ◇ 2025年度末時点の当社取扱ファンド数は公募ファンド15ファンド、私募ファンド2ファンドとなり、総ファンド残高は1,395億円となりました。ファンド毎の残高と想定平均保有期間、収益率は後記のとおりとなりました。（表①、②、③および④）
- ◇ 純資産に占める分配率の推移は表⑤のとおりとなりました。公募株式投資信託全体（ETFを除く）の純資産総額に対する収益分配金の割合（分配率）と比較し、当社の分配率は低い水準となっています。
- ◇ お客さまニーズの的確な理解、運用の高度化のため、販売会社、外部運用会社と定期的に意見交換を実施しています。
- ◇ 2026年度もお客さまの資産形成に資する商品ラインアップの充実を図ってまいります。

【表①】取扱ファンド数（本）



【表②】総ファンド残高（億円）



【表③】公募ファンドのファンド毎残高（億円）および想定平均保有期間（年）

ファンド名称	愛称	残高 (億円)	想定平均 保有期間(年)	商品分類
ブレンドシックス		384.3	5.1	追加型投信・内外・資産複合
日米連続好配当株式ファンド	配当のチカラ	239.0	3.4	追加型投信・内外・株式
グローバル株式ファンド	The GDP	221.4	5.6	追加型投信・内外・株式
USベアシックバランス		190.5	5.0	追加型投信・海外・資産複合
みらいコネクトファンド		94.8	1.7	追加型投信・内外・株式
スカイオーシャン・コアラップ(成長型)		56.4	7.8	追加型投信・内外・資産複合
スカイオーシャン・コアラップ(安定型)		46.3	7.0	追加型投信・内外・資産複合
世界成長スマートファンド	スマート・ブレnder	35.6	4.6	追加型投信・内外・資産複合
スカイオーシャン・世界債券戦略ファンド(為替ヘッジなし)		20.0	9.1	追加型投信・内外・債券
USグローシリーズ(株100)		14.0	—	追加型投信・海外・資産複合
USグローシリーズ(株70)		12.5	—	追加型投信・海外・資産複合
オーストラリアREITファンド(毎月決算型)		7.6	4.6	追加型投信・海外・不動産投信
オーストラリアREITファンド(年2回決算型)		7.5	5.1	追加型投信・海外・不動産投信
USグローシリーズ(株40)		5.3	—	追加型投信・海外・資産複合
スカイオーシャン・世界債券戦略ファンド(為替ヘッジあり)		2.6	4.8	追加型投信・内外・債券

※想定平均保有期間は「年間平均残高÷年間解約額」で計算（2025年4月1日～2026年3月31日の1年間）した理論上の数値であり、投資家の実際の平均保有期間とは異なり、またファンド設定期間よりも長く算出されることがあります。

※設定額や残高に比して解約額が非常に少ないファンドは投資家が実際に保有した期間より大きな値となることがあります。

※残高は2026年3月末時点。

※設定から1年未満のファンドは想定平均保有期間を算出しておりません。

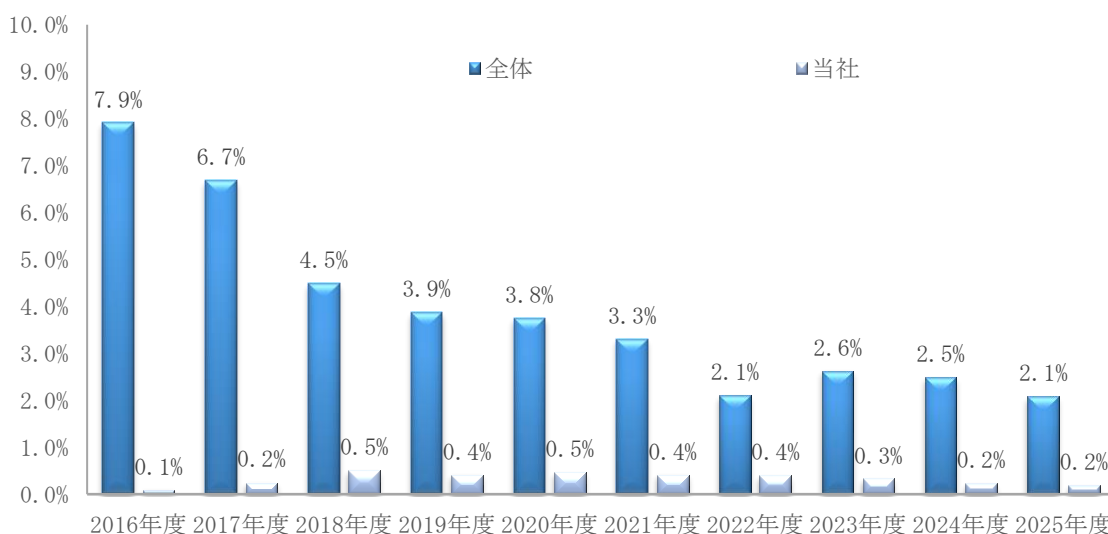
【表④】公募ファンドのファンド毎の収益率

ファンド名称	愛称	収益率(年換算率)		商品分類
		過去3年間	過去5年間	
スカイオーシャン・コアラップ(安定型)		5.8%	3.8%	追加型投信・内外・資産複合
スカイオーシャン・コアラップ(成長型)		10.0%	6.6%	追加型投信・内外・資産複合
オーストラリアREITファンド(毎月決算型)		11.6%	7.7%	追加型投信・海外・不動産投信
オーストラリアREITファンド(年2回決算型)		11.7%	7.8%	追加型投信・海外・不動産投信
ブレンドシックス		5.6%	2.3%	追加型投信・内外・資産複合
スカイオーシャン・世界債券戦略ファンド(為替ヘッジあり)		-1.8%	-3.6%	追加型投信・内外・債券
スカイオーシャン・世界債券戦略ファンド(為替ヘッジなし)		9.9%	7.7%	追加型投信・内外・債券
グローバル株式ファンド	The GDP	22.9%	15.1%	追加型投信・内外・株式
世界成長スマートファンド	スマート・ブレnder	7.1%	4.0%	追加型投信・内外・資産複合
みらいコネクトファンド		27.0%	—	追加型投信・内外・株式
日米連続好配当株式ファンド	配当のチカラ	19.9%	—	追加型投信・内外・株式
USベアシックバランス		—	—	追加型投信・海外・資産複合
USグローシリーズ(株100)		—	—	追加型投信・海外・株式
USグローシリーズ(株70)		—	—	追加型投信・海外・資産複合
USグローシリーズ(株40)		—	—	追加型投信・海外・資産複合

※収益率は2026年3月末時点です。

※設定から3年未満、5年未満のファンドに関しましては過去3年間、過去5年間の収益率を算出していません。

【表⑤】公募ファンドの分配率の推移



※分配率は、月末平均純資産総額に対する収益分配金総額の割合

※全体の数値は、公募株式投資信託（ETFを除く）の純資産総額及び収益分配金を使用し、一般社団法人資産運用業協会のデータを元にスカイオーシャン・アセットマネジメントが作成

基本方針 2. 利益相反の適切な管理

取引におけるお客さまとの利益相反の可能性について正確に把握し、お客さまの利益が損なわれることのないよう適切に管理してまいります。

【実施状況】

- ◇ 当社は、利益相反のおそれのある取引について、社内規定に基づいて管理しています。管理方針の概要を「[利益相反管理方針（概要）](#)」として公表しています。
- ◇ 新商品組成時には、利益相反に抵触する可能性がある取引等のモニタリング、検証をおこなっています。また、定期的に利益相反の恐れのある取引につきましてリスク評価を実施し取締役会に報告しています。

基本方針 3. お客さまへの情報提供

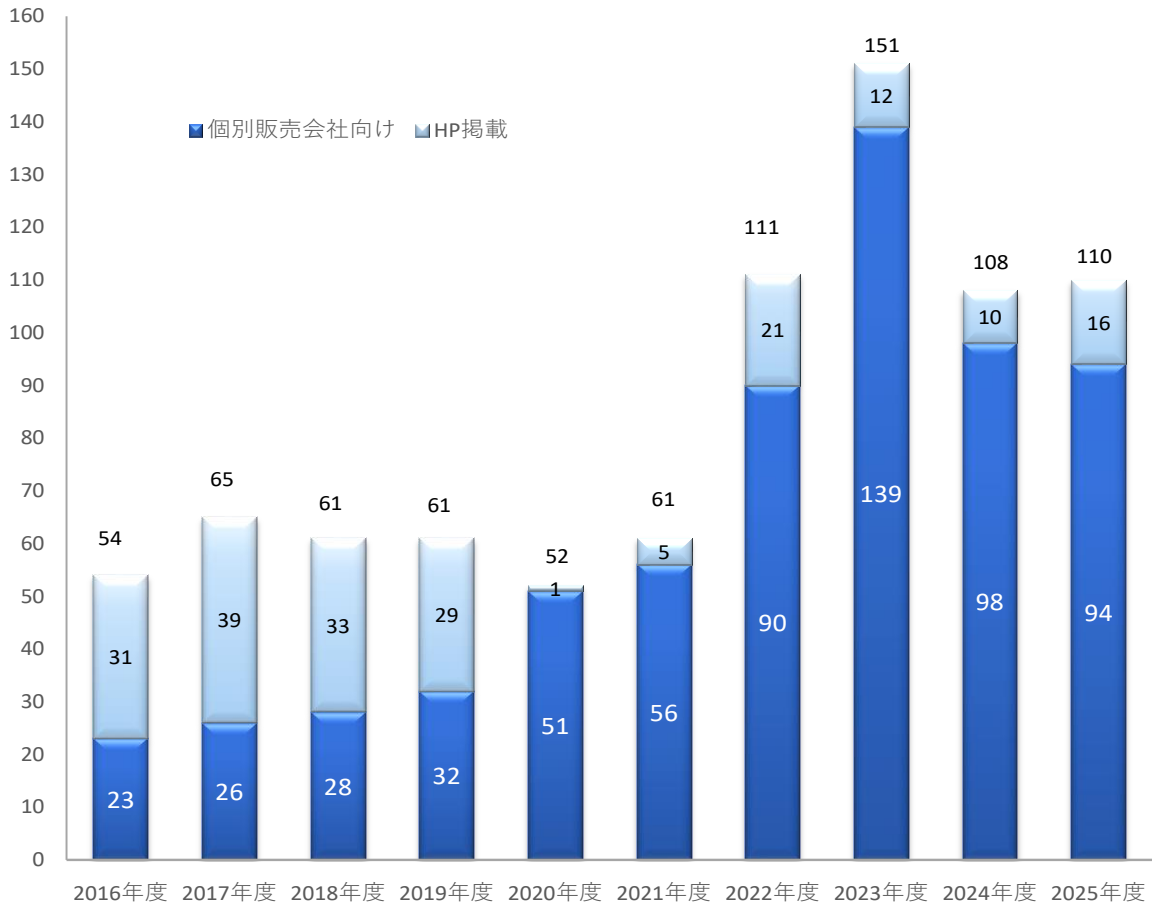
お客さまにご負担いただく手数料・その他費用につきましては、どのようなサービスの対価に関するものかを含め、わかりやすく情報提供してまいります。

また、その他、金融商品・サービスにかかる重要な情報につきましても、お客さまにわかりやすく提供してまいります。

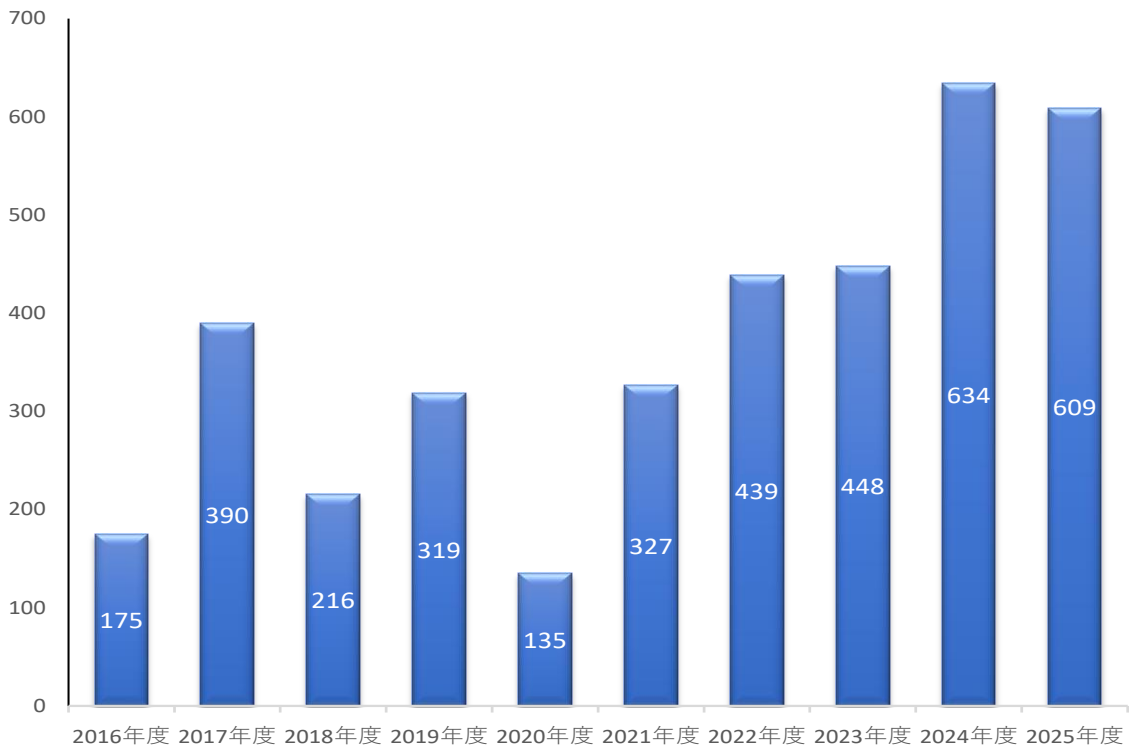
【実施状況】

- ◇ お客さまが負担する実質的な信託報酬やその他の費用について、金融商品取引法、資産運用業協会規則等の諸法令に従い、ウェブサイト、目論見書、販売用資料等においてわかりやすくお客さまに提供しています。
- ◇ 当社商品の特色（投資戦略、投資方針等）、リスク、リターン等をわかりやすく明示し、担当者が説明しやすく、かつお客さまが理解しやすい販売用資料を、販売会社に提供しています。
- ◇ 当社は、中長期での資産形成を目指すお客さまを想定した商品組成をおこなっており、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を明文化し、お客さまにご理解いただけるよう販売会社へ提供しています。
- ◇ 販売用資料提供にあたっては、お客さまにとって重要な情報をより正確にお伝えできるよう十分に検討・工夫し、提供しています。
- ◇ 販売用資料のほか、マーケット動向に応じた臨時レポートなども発信し、タイムリーな情報提供に努めています。（表⑥）
- ◇ 2025年度は、販売現場の支援および販売担当者を通じたお客さまへの情報提供を目的として、600件超の勉強会・セミナー（Web会議を含む）を開催しました。なかでも2026年2月には、横浜銀行グループが主催する「資産運用フェア2026 in 横浜」に参加し、多数のお客さまを前に「新しいオールカントリー投資」についてプレゼンテーションを実施しました。（表⑦）

【表⑥】 情報提供数



【表⑦】 勉強会・セミナー開催件数



基本方針 4. お客様にふさわしいサービスの提供

お客様の資産状況、取引経験、知識および取引目的・ニーズ等の把握に努め、お客様にふさわしい金融商品・サービスを開発・提供してまいります。

【実施状況】

- ◇ 当社の商品や資産運用の考え方についてお客様が深くご理解いただけるよう、販売会社向けの資料提供や勉強会の開催、お客様へのレポート発信等、を実施しています。
- ◇ 投資信託以外に、保険という選択肢もお客様に提供しています（2つの私募ファンド）。
- ◇ 「ブレンドシックス」を確定拠出年金（DC）プランにおける運用商品として提供し、プラン加入者の方の選択肢の1つとしてご利用いただいています。
- ◇ 「顧客本位の業務運営に関する原則」、本基本方針、専門人材の育成をはかり、社内研修プログラムに加えて、グループ会社による研修会や外部資格取得の奨励を実施しています。

基本方針 5. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

お客様本位の業務運営を実現するため、業績評価、従業員研修その他の適切なガバナンス体制を整備してまいります。

【実施状況】

- ◇ 役職員の業績評価を行う際に、お客様本位の業務運営への取り組みも加味して個々の役職員の活動を評価しています。
- ◇ フィデューシャリー・デューティーやコンプライアンス、ファンド運用に関する社内勉強会やグループ会社による研修会や情報交換会を実施しています。

プロダクトガバナンスに関する方針

方針1. 基本理念

当社は、経営陣が当社の提供する商品の実態を的確に把握し、お客さまへのより良い商品の提供に責任をもって関与するプロダクトガバナンス体制を構築し、実践します。

【実施状況】

- ◇金融商品提供の理念については、ホームページにて、「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」として、冒頭に「スカイオーシャン・アセットマネジメントは、『お客さまの長期的、安定的な資産形成のお役に立つ質の高い資産運用サービスを提供し続け、お客さまとともに成長することを喜びとします』との経営理念にもとづき、お客さまの大切な資産を運用するにあたり、お客さまにご信頼いただけるよう受託者としての責任を全うします。」と明確化・公表しています。
- ◇上記理念に基づき、「お客さまの潜在的なニーズを満たす商品開発」の一環として、「USベーシックバランス」（2024年1月）や「USグローシリーズ（株100、株70、株40）」（2025年6月）を開発・提供しています。

方針2. 体制整備

当社は、提供する商品の組成から償還に至るライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備します。

また、商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理についても実効性を確保するための体制を整備します。

【実施状況】

- ◇社内の「FD推進委員会」を定期的で開催して、当社が掲げる「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」の実践状況の確認、評価、および必要な対応・改善策等について全社的な視点で協議・検討をおこないプロダクトガバナンス、品質管理の実効性確保に努めています。
- ◇また、「FD推進委員会」では、定期的な外部運用者のデュー・ディリジェンス、パフォーマンス等のモニタリング、流動性リスク管理等についても、検証等を行っています。

方針3. 金融商品の組成時の対応

当社は、商品の組成時において、お客さまのニーズに合致する商品であることや、中長期的な持続可能性、金融商品としての合理性等を検証します。

また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、お客さまの最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、当社商品の販売会社において十分な理解が浸透するよう情報連携や実態把握に取り組みます。

【実施状況】

- ◇ 金融商品の組成時における商品性の検証については、外部運用者のデュー・ディリジェンス、新設ファンドのリスク・リターン分析、コスト検証等を行っています。
- ◇ 販売会社、外部運用会社と定期的に情報連携を実施し、連携された情報をもとに実態把握に努めています。

方針4. 金融商品の組成後の対応

当社は、商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を当社商品の改善や見直し、組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制全体の見直しにも活用します。また、お客さまの最善の利益を実現するため、当社商品の販売会社との情報連携により、運用・商品提供の改善や商品開発に活かします。

【実施状況】

- ◇ 金融商品の組成後における商品性の検証については、定期的な外部運用者のデュー・ディリジェンス、パフォーマンス等のモニタリング、流動性リスク管理等をおこなっています。
- ◇ 販売会社、外部運用会社と定期的に情報連携を実施し、連携された情報をもとに運用・商品提供の改善や商品開発を行っています。

方針5. 顧客への分かりやすい情報提供

当社は、お客さまがより良い金融商品を選択できるよう、運用体制やプロダクトガバナンス体制について分かりやすい情報提供を行います。また当社の提供する商品の商品性に関する情報についても、分かりやすい情報提供を行います。

【実施状況】

- ◇ 運用体制やガバナンス体制等については、当社ホームページで開示をおこなっています。
- ◇ 当社商品の特色（投資戦略、投資方針等）、リスク、リターン等をわかりやすく明示し、担当者が説明しやすく、かつお客さまが理解しやすい販売用資料を、販売会社に提供しています。
- ◇ 当社は、中長期での資産形成を目指すお客さまを想定した商品組成をおこなっており、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を明文化し、お客さまにご理解いただけるよう販売会社へ提供しています。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称		スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社		
■取組方針掲載ページのURL		https://www.soam.co.jp/pdf/cs_policy.pdf		
■取組状況掲載ページのURL		https://www.soam.co.jp/pdf/cs_status_20260630.pdf		
原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	注	<p>【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。</p>	<p>実施</p> <p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」 「基本方針1. お客さまの最善の利益の追求」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」 「基本方針1. お客さまの最善の利益の追求」</p>
		<p>金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。</p>	<p>実施</p> <p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」 「基本方針1. お客さまの最善の利益の追求」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」 「基本方針1. お客さまの最善の利益の追求」</p>
原則3	注	<p>【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	<p>実施</p> <p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」 「基本方針2. 利益相反の適切な管理」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」 「基本方針2. 利益相反の適切な管理」</p>
		<p>金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係を有する企業を選ぶ場合 	<p>実施</p> <p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」 「基本方針2. 利益相反の適切な管理」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」 「基本方針2. 利益相反の適切な管理」</p>
原則4		<p>【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。</p>	<p>実施</p> <p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」 「基本方針3. お客さまへの情報提供」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」 「基本方針3. お客さまへの情報提供」</p>
原則5		<p>【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	<p>実施</p> <p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」 「基本方針3. お客さまへの情報提供」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」 「基本方針3. お客さまへの情報提供」</p>
	注1	<p>重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響 	<p>実施</p> <p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」 「基本方針3. お客さまへの情報提供」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」 「基本方針3. お客さまへの情報提供」</p>
	注2	<p>金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等を行う場合には、個別に購入することが可能であるかを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。</p>	<p>実施</p> <p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」 「基本方針3. お客さまへの情報提供」</p> <p>なお、現状当社は、「複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等」はいたしておりません</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」 「基本方針3. お客さまへの情報提供」</p> <p>なお、現状当社は、「複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等」はいたしておりません</p>
	注3	<p>金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。</p>	<p>実施</p> <p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」 「基本方針3. お客さまへの情報提供」 「基本方針4. お客さまにふさわしいサービスの提供」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」 「基本方針3. お客さまへの情報提供」 「基本方針4. お客さまにふさわしいサービスの提供」</p>
	注4	<p>金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同様の商品と比較することが容易となるように配慮した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。</p>	<p>実施</p> <p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」 「基本方針3. お客さまへの情報提供」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」 「基本方針3. お客さまへの情報提供」</p>
注5	<p>金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。</p>	<p>実施</p> <p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」 「基本方針3. お客さまへの情報提供」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」 「基本方針3. お客さまへの情報提供」</p>	

	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所	
原則6	<p>【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p>	実施	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」</p> <p>「基本方針3. お客さまへの情報提供」 「基本方針4. お客さまにふさわしいサービスの提供」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」</p> <p>「基本方針3. お客さまへの情報提供」 「基本方針4. お客さまにふさわしいサービスの提供」</p>	
	注1	<p>金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目録資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと</p>	実施	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」</p> <p>「基本方針4. お客さまにふさわしいサービスの提供」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」</p> <p>「基本方針4. お客さまにふさわしいサービスの提供」</p>
	注2	<p>金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。</p>	実施	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」</p> <p>「基本方針4. お客さまにふさわしいサービスの提供」</p> <p>なお、現状当社は、「複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等」はいたしていません</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」</p> <p>「基本方針4. お客さまにふさわしいサービスの提供」</p> <p>なお、現状当社は、「複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等」はいたしていません</p>
	注3	<p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。</p>	実施	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」</p> <p>「基本方針3. お客さまへの情報提供」 「基本方針4. お客さまにふさわしいサービスの提供」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」</p> <p>「基本方針3. お客さまへの情報提供」 「基本方針4. お客さまにふさわしいサービスの提供」</p>
	注4	<p>金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。</p>	実施	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」</p> <p>「基本方針3. お客さまへの情報提供」 「基本方針4. お客さまにふさわしいサービスの提供」</p> <p>なお、現状当社は、「金融商品の販売・推奨等」はいたしていません</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」</p> <p>「基本方針3. お客さまへの情報提供」 「基本方針4. お客さまにふさわしいサービスの提供」</p> <p>なお、現状当社は、「金融商品の販売・推奨等」はいたしていません</p>
	注5	<p>金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。</p>	実施	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」</p> <p>「基本方針3. お客さまへの情報提供」 「基本方針4. お客さまにふさわしいサービスの提供」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」</p> <p>「基本方針3. お客さまへの情報提供」 「基本方針4. お客さまにふさわしいサービスの提供」</p>
	注6	<p>金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。</p>	非該当	<p>当社は金融商品の販売には携わっていないため非該当</p>	<p>当社は金融商品の販売には携わっていないため非該当</p>
注7	<p>金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。</p>	非該当	<p>当社は金融商品の販売には携わっていないため非該当</p>	<p>当社は金融商品の販売には携わっていないため非該当</p>	
原則7	<p>【従業員に対する適切な動機づけの仕組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの仕組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。</p>	実施	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」</p> <p>「基本方針5. 従業員に対する適切な動機づけの仕組み等」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」</p> <p>「基本方針5. 従業員に対する適切な動機づけの仕組み等」</p>	
	注	<p>金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。</p>	実施	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」</p> <p>「基本方針5. 従業員に対する適切な動機づけの仕組み等」</p>	<p>「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針の取組状況および KPI」</p> <p>「基本方針5. 従業員に対する適切な動機づけの仕組み等」</p>

	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
補充原則1	<p>【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。</p>	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針1:基本理念」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針1:基本理念」
	<p>【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。</p>	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針2:体制整備」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針2:体制整備」
	<p>注1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から選定に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。</p>	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針2:体制整備」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針2:体制整備」
補充原則2	<p>注2 金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。</p>	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針2:体制整備」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針2:体制整備」
補充原則3	<p>【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。</p>	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針3:金融商品の組成時の対応」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針3:金融商品の組成時の対応」
	<p>注1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であることを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。</p>	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針3:金融商品の組成時の対応」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針3:金融商品の組成時の対応」
	<p>注2 金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客（例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等）も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用/分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。</p>	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針3:金融商品の組成時の対応」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針3:金融商品の組成時の対応」
注3	<p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。</p>	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針3:金融商品の組成時の対応」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針3:金融商品の組成時の対応」
補充原則4	<p>【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しも、必要に応じて活用すべきである。 また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているかを検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。</p>	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針4:金融商品の組成後の対応」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針4:金融商品の組成後の対応」
	<p>注1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。</p>	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針4:金融商品の組成後の対応」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針4:金融商品の組成後の対応」
	<p>注2 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。</p>	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針4:金融商品の組成後の対応」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針4:金融商品の組成後の対応」
注3	<p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。</p>	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針4:金融商品の組成後の対応」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針4:金融商品の組成後の対応」

原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
補充原則5	注1	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針5:顧客への分かりやすい情報提供」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針5:顧客への分かりやすい情報提供」
	注2	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針5:顧客への分かりやすい情報提供」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針5:顧客への分かりやすい情報提供」
	注3	実施	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針5:顧客への分かりやすい情報提供」	「プロダクトガバナンスに関する方針」 「方針5:顧客への分かりやすい情報提供」

【照会先】

部署	企画部（「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」担当）
連絡先	電話：045-225-2090 電子メール：soam03@hamagin.co.jp